

Q71

損害担保はどういったときに使うのですか。

Ans.

- ① 損害担保は、破綻処理の迅速化を主要な目的として、平成12年5月の貯金保険法改正において資金援助の一環として新たに規定されました。
損害担保は、救済農水産業協同組合が破綻農水産業協同組合から譲り受けた貸付債権について、その全部または一部の弁済を受けられなくなったことで損失が生じた場合に、貯金保険機構がその一部を補てんする契約（損害担保契約＝ロスシェアリング）を締結することを主な内容としています。
- ② また、契約対象債権について救済農水産業協同組合に利益が生じたときは、その一部を貯金保険機構に納付すること（プロフィットシェアリング）も契約に入れることになっています。
- ③ 損害担保契約の実施に当たっては、損失及び利益の経理管理が必要となるため、その事務管理コスト等を勘案することなども必要であり、実際に契約を締結するかどうかは、救済農水産業協同組合の意向等を踏まえて、個別のケースごとにその必要性を判断していくことになります。

Q72

貯金保険機構は破綻農水産業協同組合に対して貸付けができると聞きましたが、どのようなときに行うのですか。

Ans.

貯金保険機構が貸付けを行うのは、破綻農水産業協同組合の資金繰りが困難となって円滑な破綻処理が行われない事態を避けるためです。以下の3ケースが貯金保険法で手当されています。

- ① 破綻農水産業協同組合から付保貯金の払戻しのために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、信用事業譲渡等を行う前にその払戻しを実施する必要があると認めるときは、付保貯金の額の合計額を限度に貸付けを行います。
- ② 破綻農水産業協同組合から決済債務の弁済のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、貸付けを行います。
- ③ 破綻農水産業協同組合からその保有する貸付債権その他の資産について、貸付けを継続しないことによる資産価値の減少を防止し、貯金者の利益を害さないようにするために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、その必要の限度において貸付けを行います。